

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月20日
【会社名】	日本電信電話株式会社
【英訳名】	NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島田 明
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役副社長 廣井 孝史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長島田明及び最高財務責任者廣井孝史は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しています。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しています。具体的には、各事業拠点の営業収益（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結営業収益の概ね95%に達している事業拠点に加え、グループ事業運営の観点から重要な中間持株会社等も勘案し全社的な内部統制の評価範囲としています。その評価範囲に含まれる当社及び連結子会社11社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、財務報告の信頼性に及ぼす影響が僅少であると判断した連結子会社及び持分法適用会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。また、長期間にわたり評価範囲外としてきた特定の事業拠点や業務プロセスについて、当連結会計年度の評価範囲に含めたものではありません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲についても、全社的な内部統制の評価範囲の決定と同様に、財務報告の信頼性に及ぼす金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しています。

当社は、総合ICT事業、地域通信事業及びグローバル・ソリューション事業を主な事業内容としており、事業活動の規模を表す指標として営業収益（連結会社間取引消去後）が妥当であると判断しました。営業収益（連結会社間取引消去後）の金額が高い事業拠点から合算していき、連結営業収益の概ね3分の2に達している事業拠点を選定しています。また、事業セグメント（総合ICT事業、地域通信事業及びグローバル・ソリューション事業）における主要会社を考慮し、4事業拠点を重要な事業拠点としました。

選定した重要な事業拠点においては、営業収益、営業債権及びその他の債権（受取手形及び売掛金）、棚卸資産及び有形固定資産（電気通信機械設備及び電気通信線路設備）に至る業務プロセスを評価対象としました。営業収益、営業債権及びその他の債権並びに棚卸資産は当社の収益獲得活動そのものに関連するため、また有形固定資産は当社の事業活動に不可欠かつ事業資産の大きな割合を占めるため、それぞれ企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として選定しております。

さらに、選定した重要な事業拠点及びそれ以外の事業拠点について、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして、のれん、減損損失、退職給付債務及び繰延税金資産に至る業務プロセスを評価対象に追加しました。これら業務プロセスの選定にあたっては、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務、見積りや予測を伴う重要な勘定科目、非定型・不規則な取引など虚偽記載が発生するリスクを考慮しています。なお、営業収益並びに営業債権及びその他の債権に至る業務プロセスに関わる1事業拠点（総合ICT事業）及び、営業債権及びその他の債権に至る業務プロセスに関わる1事業拠点（その他（不動産、エネルギー等））を、金額規模及び継続性を勘案して、それぞれの勘定科目に至る業務プロセスのみを評価対象とする事業拠点として評価対象に追加しています。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2025年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。